

基 発 0328 第 7 号
令和 5 年 3 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和 3 年 7 月 30 日閣議決定)
に基づく令和 5 年度以降の取組の推進について

過労死等防止対策推進法(平成 26 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和 3 年 7 月 30 日閣議決定。以下「大綱」という。)については、令和 3 年 7 月 30 日付け基発 0730 第 1 号「過労死等の防止のための対策に関する大綱の変更について」により通知したところである。

今般、大綱の第 5 「過労死等防止対策の数値目標」のうち、メンタルヘルス対策に関する取組については、第 14 次労働災害防止計画(以下「14 次防」という。)が策定されたことを踏まえ、令和 5 年度から下記により推進することにしたので、十分に了知の上、地方自治体とも連携を図りつつ、今後の過労死等の防止のための対策の推進に遺漏なきを期されたい。

都道府県知事及び市区町村長に対しては、「過労死等の防止のための対策に関する大綱(令和 3 年 7 月 30 日閣議決定)に基づく令和 5 年度以降の取組の推進について」(令和 5 年 3 月 28 日付け基発 0328 第 8 号。別添 1)により通知しているので申し添える。

記

大綱の第 5 「過労死等防止対策の数値目標」において、「また、4 から 6 までの数値目標については、第 14 次労働災害防止計画(令和 5 年度から令和 9 年度まで)において新たな数値目標が設定された場合には、その目標の達成に向けた取組を推進する。」とされていることから、令和 5 年度以降、メンタルヘルス対策については、下表「令和 5 年度以降の取組の数値目標」の欄 4 から 6 の各目標のとおり、14 次防に定められた目標の達成に向けて取組を推進する。

なお、第 13 次労働災害防止計画に基づく大綱の数値目標(下表「令和 4 年度までの取組の数値目標」の欄 5 及び 6)についても、次回の大綱の見直しまでフォローアップする。

表 令和4年度まで及び令和5年度以降の取組の数値目標

令和4年度までの取組の数値目標	令和5年度以降の取組の数値目標
<p>4 <u>メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする(令和4年まで)。</u></p> <p>5 <u>仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上とする(令和4年まで)。</u></p> <p>6 <u>ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする(令和4年まで)。</u></p>	<p>4 <u>メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする(令和9年まで)。</u></p> <p>5 <u>使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上とする(令和9年まで)。</u></p> <p>6 <u>自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を50%未満とする(令和9年まで)。</u></p>
	<p>(フォローアップ)</p> <p>○ 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上とする(令和4年まで)。</p> <p>○ ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする(令和4年まで)。</p>

参考

- ・ 過労死等の防止のための対策に関する大綱(令和3年7月30日閣議決定)
[過労死等防止対策に関する法令・過労死等防止対策推進協議会 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/shingi2_00001.html)
- ・ 第14次労働災害防止計画
[労働災害防止計画について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/shingi2_00001.html)

基 発 0328 第 8 号
令 和 5 年 3 月 28 日

都道府県知事
（労働政策担当主務課扱い）

市区町村長
（労働政策担当主務課扱い）

殿

厚生労働省労働基準局長
（ 公 印 省 略 ）

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月30日閣議決定）
に基づく令和5年度以降の取組の推進について

過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号。以下「法」という。）第7条第1項に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月30日閣議決定。以下「大綱」という。）については、令和3年7月30日付け基発0730第2号「過労死等の防止のための対策に関する大綱の変更について」により通知しています。

今般、大綱の第5「過労死等防止対策の数値目標」のうち、メンタルヘルス対策に関する取組については、第14次労働災害防止計画（以下「14次防」という。）が策定されたことを踏まえ、令和5年度から下記により推進することにしたので、貴職におかれても、十分に了知いただくとともに、都道府県労働局と連携を図りつつ、地域の特性等の実情に応じて、過労死等防止対策に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、都道府県労働局長に対しては、「過労死等の防止のための対策に関する大綱（令和3年7月30日閣議決定）に基づく令和5年度以降の取組の推進について」（令和5年3月28日付け基発0328第7号。別添1）により通知しておりますので申し添えます。

記

大綱の第5「過労死等防止対策の数値目標」において、「また、4から6までの数値目標については、第14次労働災害防止計画（令和5年度から令和9年度まで）において新たな数値目標が設定された場合には、その目標の達成に向けた取組を推進する。」とされていることから、令和5年度以降、メンタルヘルス対策については、下表「令和5年度以降の取組の数値目標」の欄4から6の各目標のとおり、14次防に定め

られた目標の達成に向けて取組を推進する。

なお、厚生労働省は、第13次労働災害防止計画に基づく大綱の数値目標（下表「令和4年度までの取組の数値目標」の欄5及び6）についても、次回の大綱の見直しまでフォローアップする。

表 令和4年度まで及び令和5年度以降の取組の数値目標

令和4年度までの取組の数値目標	令和5年度以降の取組の数値目標
4 <u>メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする（令和4年まで）。</u>	4 <u>メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする（令和9年まで）。</u>
5 <u>仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上とする（令和4年まで）。</u>	5 <u>使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上とする（令和9年まで）。</u>
6 <u>ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする（令和4年まで）。</u>	6 <u>自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を50%未満とする（令和9年まで）。</u>
	(フォローアップ) ○ <u>仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上とする（令和4年まで）。</u> ○ <u>ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする（令和4年まで）。</u>

参考

- ・ 過労死等の防止のための対策に関する大綱（令和3年7月30日閣議決定）
[過労死等防止対策に関する法令・過労死等防止対策推進協議会 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)
- ・ 第14次労働災害防止計画
[労働災害防止計画について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月30日閣議決定）に基づく 令和5年度以降の取組の推進について

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月30日閣議決定）の「第5 過労死等防止対策の数値目標」の記載に基づき、メンタルヘルス対策の数値目標について、第14次労働災害防止計画を踏まえた目標の達成に向けて取組を推進します。

第5 過労死等防止対策の数値目標

（略）また、4から6までの数値目標については、第14次労働災害防止計画（令和5年度から令和9年度まで）において新たな数値目標が設定された場合には、その目標の達成に向けた取組を推進する。

令和4年度までの取組の数値目標	令和5年度以降の取組の数値目標
4 <u>メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする（令和4年まで）。</u>	4 <u>メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする（令和9年まで）。</u>
5 <u>仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上とする（令和4年まで）。</u>	5 <u>使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上とする（令和9年まで）。</u>
6 <u>ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする（令和4年まで）。</u>	6 <u>自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を50%未満とする（令和9年まで）。</u>

なお、令和4年度までの取組の数値目標の5、6についても、次回大綱の見直しが行われるまでフォローアップしていきます。